

令和6年度

保育園等入園のご案内

(令和6年5月以降の入園)



©我孫子市 2012

〒270-1192 我孫子市我孫子1858番地
我孫子市役所 子ども部 保育課 保育係
電話 04-7185-1490 (直通)

1.我孫子市内の保育園等について

我孫子市には下記①～③のような保育園等があります。
これらの施設の利用を希望する場合、2.以降の案内に従って、お手続きください。

① 公立・私立保育園

仕事や病気などの理由により家庭で保育ができない場合に、保護者に代わって就学前までの児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。

② 認定こども園

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の機能や特徴を併せ持つ施設です。

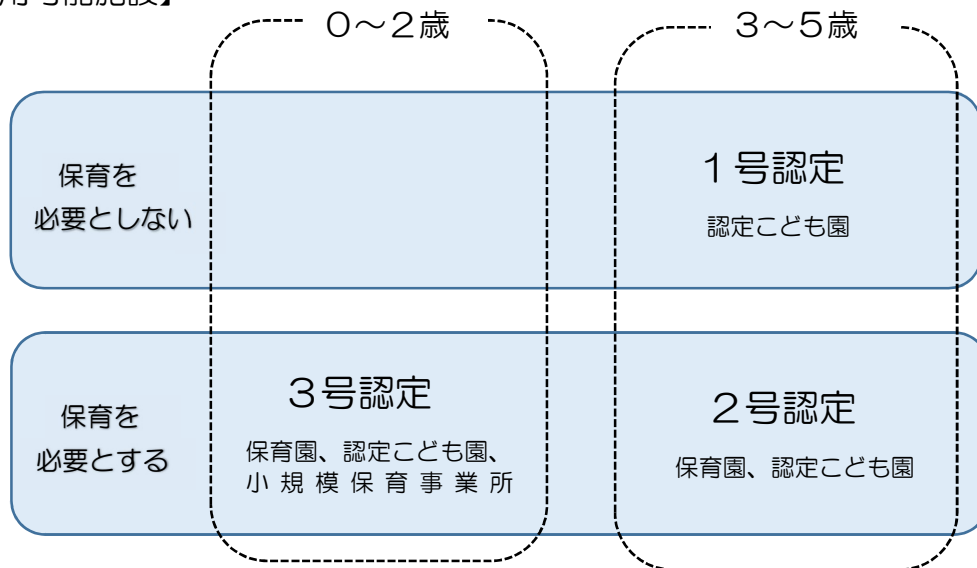
③ 小規模保育事業所

0歳から2歳児を対象にした、6～19名定員の少人数で保育を行う保育施設です。
卒園した後は、引き続き連携施設で児童をお預かりします。連携施設以外の保育園・認定こども園への転園をご希望の場合は、新たに入園申込が必要です。

2.保育の必要性の認定（支給認定）について

保育園等の利用を希望する場合は、我孫子市から「子どものための教育・保育給付 支給認定」を受ける必要があります。この「支給認定」は児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分類されます。

【認定区分・利用可能施設】



【保育必要量】

保育を必要とする（2号・3号）認定を受けた場合は、保育を必要とする事由により「保育の必要量」を認定します。

保育の必要量	利用できる時間
保育短時間認定	8：30～16：30のうち最長8時間 ※園により設定時間が異なる場合あり
保育標準時間認定	上記の時間を超えて最長11時間

上記は最大利用可能時間となります。認定の必要量以外の保育があった場合、別途料金がかかることがあります。保育短時間、標準時間のどちらの認定を受けた場合であっても、保護者が実際に必要とする時間の利用となります。

3.保育を必要とする事由について

- ① 月64時間以上の就労をしていること（休憩時間は含まない）
- ② 産前産後（妊娠・出産）期間であること
（出産予定月をはさんで前後2か月（双子以上の場合は、前4か月、後2か月））
- ③ 保護者の病気や怪我、または精神や身体に障害があること
- ④ 同居の親族の介護や看護に常時あたっていること
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること
- ⑥ 保護者が就学または職業訓練（月64時間以上）を受けていること（休憩時間は含まない）
（学校教育法に規定された学校*1等、または職業訓練校における職業訓練に限る）
- ⑦ 求職活動（起業準備を含む）を行っていること（新規入園は私立の施設のみ可）*2

*1：学校教育法第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに準ずる教育施設

*2：公立保育園は、特別な支援が必要な子どもの円滑な受け入れを担っているため、求職活動による入園は私立の施設のみ可としています。

4.事由ごとの認定期間・保育の必要量

事由	認定期間	保育の必要量
① 就労	就労証明書の記載どおり就労を継続されている期間 ※入園決定後に申請時と状況が変わった場合（退職や転職など）は、再審査や取り消しになることがあります。 ※派遣社員の方は、派遣先が確定した就労証明書をご提出ください（私立：各園の申込締切日まで、公立：面接日まで）。	就労時間と通勤時間 により認定
② 妊娠・出産	出産月の2か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※双子以上の場合は、出産月の4か月前の月初から出産後2か月目を迎えた月末まで ※実際の出産日によって、期間が変更になります。	保育標準時間 ※申請により短時間認定も可
③ 疾病・障害	療養が必要な期間	保育短時間
④ 介護・看護	介護等が必要な期間	介護・看護を要する 時間により認定
⑤ 災害復旧	災害復旧に従事している期間	保育標準時間
⑥ 就学	卒業または修了予定まで	授業時間等に応じて 認定
⑦ 求職活動等	1か月間（起業準備・リストラ・倒産の場合、最長3か月間）の月末まで	保育短時間

※認定期間中でも家庭保育が可能となった場合は認定が取り消しとなります。

5.入園の申込

① 公立保育園

面接日が決まっています。（以下【公立保育園入園面接日程表】参照）

入園前月に面接を受けて、翌月1日入園となります。保育課に連絡し、事前に面接の予約を取ってください。面接の際、後述 7. の【申込に必要な書類】と母子健康手帳を持参してください。児童の状況によって他の書類が必要になる場合もあります。

② 私立保育園、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所

我孫子市ホームページ等の空き状況を参考にいただき、ご希望の保育園等に直接申込をしてください。保育課での面接はありません。

③ 市外の保育園、認定こども園（保育認定での入園）、小規模保育事業所等

園所在地の市区町村と我孫子市にお問い合わせください。

【公立保育園入園面接日程表】

入園月	面 接 日	
5月	4月5日（金）	4月8日（月）
6月	5月8日（水）	5月10日（金）
7月	6月3日（月）	6月7日（金）
8月	7月1日（月）	7月5日（金）
9月	8月2日（金）	8月5日（月）
10月	9月2日（月）	9月6日（金）
11月	10月4日（金）	10月7日（月）
12月	11月1日（金）	11月6日（水）
1月	12月2日（月）	12月6日（金）
2月	1月6日（月）	1月10日（金）
3月	2月3日（月）	2月7日（金）



6. 申込受付期間

① 公立保育園

入園希望月の前月面接最終日まで。

面接日を確認のうえ、最終面接日までに必ず保育課にてお子様同伴で面接を行ってください。

後述 7. の【申込に必要な書類】の「⑤保育を必要とする状況を証明する書類」が、面接日までに提出されない場合は、入園希望月の翌月以降の入園となります。

② 私立保育園

保育課への提出は入園希望月の前々月21日から前月20日までです。(開庁日)

ご希望の保育園に直接申込をしてください。

その後、保育園で面接し、内諾が出ましたら、後述 7. の【申込に必要な書類】を入園希望月の前月20日(土日祝の場合は前平日)までに保育課に提出してください。

※保育課に提出する前に必ず園での面接をすませ、内諾を得てください(園によって申込締切日が異なるため、園にご確認ください)。

③ 幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所

ご希望の施設に直接申込をしてください。その後施設で面接をし、入園承諾が出ます。

後述 7. の【申込に必要な書類】は施設に提出してください。

※提出された書類は、施設から保育課へ提出されますので、保護者は入園希望月の前月20日までに施設での面接、書類の提出をすませてください。

④ 市外の保育園、認定こども園(保育認定での入園)

園所在地の市区町村によって異なります。園所在の市区町村にご確認のうえ、我孫子市保育課にお問い合わせください。

※保育園の入園を希望したが定員超過などの理由で保育園に入れない場合など、やむを得ず、育児休業を延長する場合も通常の入園申込と同じ手続きが必要です(後述 7. の【申込に必要な書類】の①②⑤を提出してください)。通常の入園申込と同様に入園希望月の前月20日が締切となります。利用調整後、保留通知が発送されます(25日頃)。なお、入園保留通知を希望の方は、入園申込の際に申し出てください。



7.申込に必要な書類

我孫子市ホームページ「保育園・認定こども園・小規模保育事業所の書式ダウンロード」からも印刷できます。

- ① 保育園入園申込書（児童1人につき1枚）
- ② 子どものための教育・保育給付 認定申請書（児童1人につき1枚）
- ③ 家庭状況調査票（1・2・3号共通）
- ④ 重要事項確認及び同意書
- ⑤ 保育を必要とする状況を証明する書類 【表1】
- ⑥ 該当する場合のみ必要となる資料 【表2】
- ⑦ 保育園生活説明書（公立申込の方のみ）

※ 我孫子市ホームページより様式をダウンロードいただき、ご記入のうえ、面接時に持参してください。

- ⑧ 面接記録表（公立申込の方のみ）

※ 我孫子市ホームページより様式をダウンロードいただき、ご記入のうえ、面接時に持参してください。

※ 申込時点での年齢に応じた様式をご使用ください。



我孫子市ホームページ
保育園・認定こども園・小規模保育事業所の
書式ダウンロード

【表1】対象者：父・母、同居の65歳未満の祖父・祖母

事 由	必 要 書 類
月64時間以上の就労（休憩時間を除く）	就労証明書 ※証明日から6か月以内のもの 次に該当する場合は上記に加えて下記のいずれかの書類が必要 ・ 自営業者の場合〈個人事業主の開業届出書の写し、その他自営業の証明となるもの〉 ・ 農業従事者の場合〈農業経営の実態証明書〉 ・ 派遣社員の場合〈派遣先が確定した就労証明書〉
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日を記入したページ） ※双子以上の場合はその旨がわかるページをあわせて提出ください。
保護者の疾病・障害	診断書 ※証明日から6か月以内のもの（市所定の様式）又は 障害者手帳等*1の写し（交付を受けた方のみ）
同居家族の介護・看護等	①介護・看護状況申告書（市所定の様式） ②介護保険被保険者証（要介護1～5）又は 診断書 ※証明日から6か月以内のもの（市所定の様式）
災害復旧	り災証明書 など
月64時間以上の就学（休憩時間を除く）	在学証明書及びカリキュラム表
求職活動（1か月間）	入園後1か月以内に 求職活動状況報告書、認定申請書、就労証明書 ※1か月以内に就労を開始してください。

*1 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をさします。

【表2】

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合 (住民票上、かつ居住実態も別であること)	戸籍謄本または離婚届受理証明 離婚調停中であれば、事件係属証明書または呼出状等の写し ※発行日から6か月以内のもの
①身体障害者手帳、②精神障害者保健福祉手帳、 ③療育手帳の交付を受けてる方が同一世帯にいる場合	該当する手帳の写し
①特別児童扶養手当の受給対象児童、②障害基礎年金の受給者が同一世帯にいる場合	該当する受給証の写し
生活保護を受給している場合	生活保護受給証明書 ※証明日から6か月以内のもの
令和5(令和6)年1月1日に <u>我孫子市外</u> に住民登録がある場合	令和5年度市区町村民税課税証明書 (令和6年度市区町村民税課税証明書) ※1、2
令和4(令和5)年中海外に住み、収入があった場合	① 勤務先発行の海外での収入・所得証明書 ② 所得控除の対象となる社会保険料、生命保険料等の控除証明書(払込証明書)
外国籍の方	在留カードの写し(表と裏)
転入予定の方	1 転入に関する誓約書 2 市区町村民税課税証明書 ※1、2 3A 祖父母宅に同居予定の場合 ・同居予定申立書 B 上記以外の場合 ・転入先の住所と転入時期(入園日の前月末までの転入)がわかる賃貸契約書・売買契約書・施工工事請負契約書等の写し
二世帯住宅にお住まいの方(住む予定の方)	世帯状況申立書(二世帯住宅)

※1 令和6年8月以前入園の方は令和5年度、令和6年度市区町村民税課税証明書の2年分をご用意ください。

令和6年9月以降入園の方は令和6年度市区町村民税課税証明書のみをご用意ください。

※2 父母、同居の祖父母のマイナンバーがわかる書類(番号確認書類)及び申請に来た方の本人確認できる書類を保育課窓口にご持参いただければ、課税証明書の提出は原則不要です。ただし、マイナンバーによる情報連携では把握できる情報に限りがあることから、保育料決定にあたっての必要事項を確認できない場合には、課税証明書の提出を依頼することがあります。

8. 注意事項(入園日について)

原則1日入園ですが、産休・育休からの仕事復帰の方に限り、「ならし保育期間」(平日10日間)を考慮した途中入園が可能です。各園児の入園日を決定するために産休・育休期間の最終日が確定された就労証明書の提出が必要ですので、ご用意をお願いいたします。

公立保育園 「アレルギーや疾患、発達面で配慮を必要とする お子さんへの対応について」

食物アレルギーのあるお子さんへの対応

- 公立保育園に入園を希望される方で、保育園の給食及びおやつにおいて、食物アレルギーの対応を希望される方は、保護者による所定の書類「食物除去依頼書」「食物アレルギーに関する調査票」と医師による所定の書類「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要です。（エピペンが必要な場合は別途書類が必要になります。）
- 書類の作成には、時間を要することがありますので、入園申込時にご相談ください。
- 食物アレルギーの対応は、基本「除去食」となります。
- 食物アレルギーの対応において、制限食品に調味料を含む場合や、制限食品が複雑多岐にわたり、給食での対応が困難な場合には、保護者がその一部またはすべてを持参していただく場合（弁当の持参）もあります。

※我孫子市ホームページ「令和6年度（令和6年5月から令和7年3月入園）入園案内」内、申込に必要な書類欄「公立保育園食物アレルギー対応について」参照

疾病・アレルギー等の健康面で配慮を必要とするお子さんへの対応

- 保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。
- 入園希望園で面談をしてもらう場合があります。
- お子さんの健康状況について、医師による所定の書類（「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）等を提出していただく場合があります。
- お子さんの体調によっては、園との話し合い後の受け入れとなります。入園決定まで時間がかかる場合があります。保育課に早めの相談をお願いします。
- 入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

薬を必要とする場合

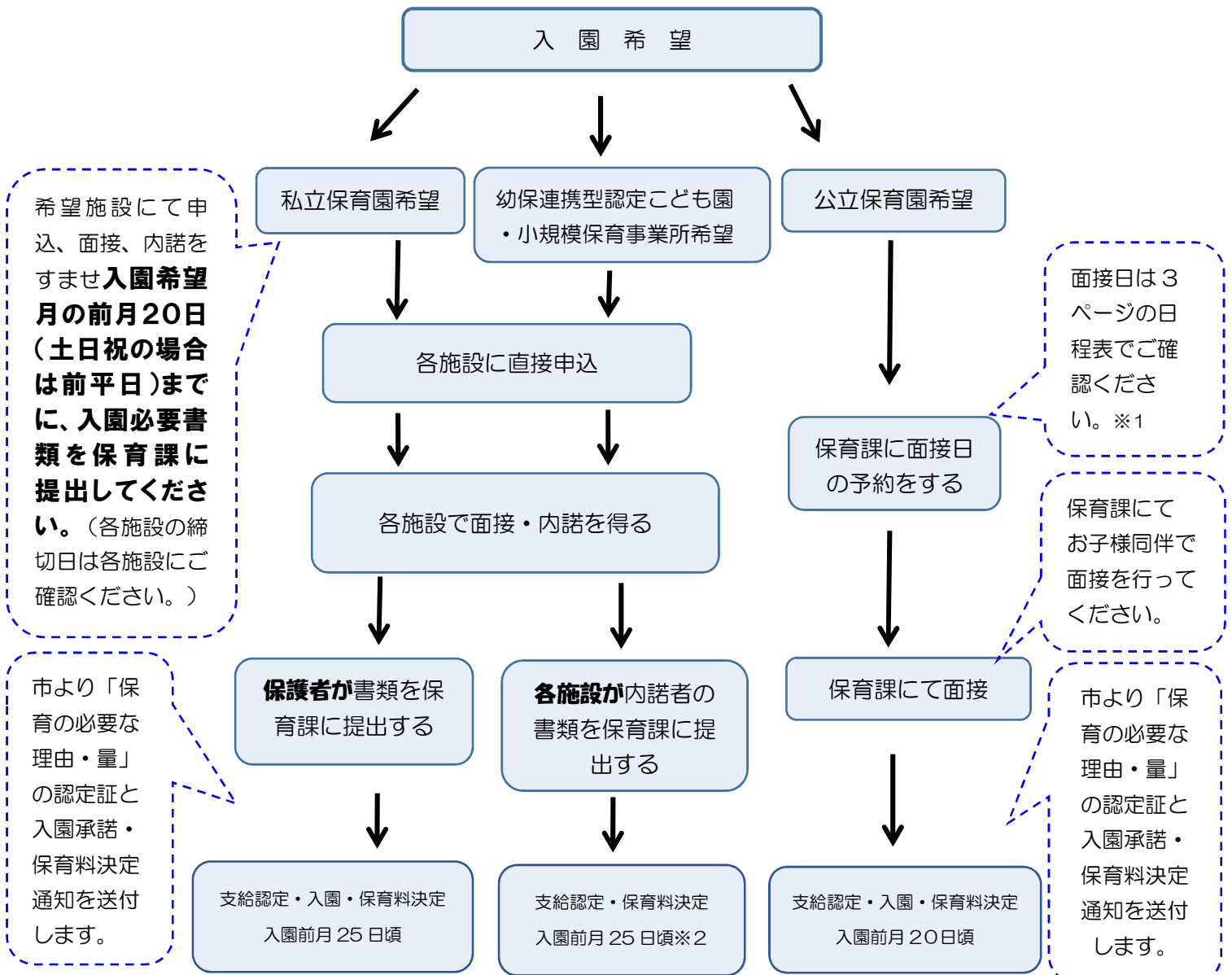
- 原則として薬は、お預かりしていません。
- 保育園生活の中で薬の使用が必要と認められる場合のみ、最小限の薬をお預かりします。

発達面で配慮を必要とするお子さんへの対応

- お子さんの発達や健康状況に心配がある方は個別にご相談をお受けしています。
- 保育園で受け入れができるのは、集団保育が可能であることが条件になります。
- 医療機関や療育施設等への案内をさせていただく場合があります。
- 入園希望園で面談をしてもらう場合があります。
- 医師による所定の書類（「保育園生活に関する意見書」「保育活動一覧表」「投薬指示書」）等を提出していただく場合があります。
- 事前に相談や面接を行わなかった場合や、受け入れ体制が整わない場合には、入園決定まで時間がかかる場合があります。保育課に早めの相談をお願いします。
- 入園希望園で園庭開放日の利用や保育園見学を行い、園の様子を知っていただければと思います。

私立保育園では、対応が異なりますので各園にご相談・お問い合わせください。

令和6年5月以降の入園の流れ



※1 公立保育園希望の場合は、面接日（遅くとも最終日）までに書類がすべて提出されない場合は利用調整できないため、入園希望月の翌月以降の入園となります。

※2 幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所の場合は、認定証・保育料決定通知のみを送付します。

●公立保育園ご希望の方の面接について●

- ・我孫子市役所 保育課（西別館 2F）にて行います。
- ・面接時間は30分前後です。（事務職＋看護職による面接）
- ・入園するお子様も同伴してください。
- ・保護者の方は父または母、いずれかが来庁いただければ結構です。
- ・面接記録表、保育園生活説明書を我孫子市ホームページからダウンロードいただき、ご記入のうえ、面接時に持参してください。
- ・面接を申し込まれた際に、お子様の健康状況・発達状況を確認いたします。（状況によっては追加の書類が必要な場合もあります）

我孫子市保育園等一覧

園名		定員 (名)	所在地	電話 市外局番(04)	入月	所 年齢	産休明 け予約	育休明 け予約	一時預 り	開園時間	駐車場	
公立	公立保育園	寿	170	寿1-13-11	7182-9552	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	8台	
	湖北台	60	湖北台3-1-15	7188-2405	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	5台		
	つくし野	110	つくし野4-17-2	7184-8822	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	5台		
私立	私立保育園	湖北	60	中峠1423	7188-1059	9ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	10台	
		慈 紘	60	湖北台3-13-13	7188-0874	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	4台	
		双 葉	60	新木野1-2-28	7188-0665	8ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	15台	
		天王台双葉 (くすの木)	120	柴崎182-16	7185-0555	8ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	18台 (5台)	
		川村学園女子大学附属	90	下ヶ戸997-2	7183-5995	6ヶ月～		○ 0歳児のみ	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	50台	
		アンジェリカ	90	我孫子2-8-1	7181-8500	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	2台	
		つばめ	20	中峠3047-1	7187-5005	57日～	○	○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	8台	
		禮 和	60	布佐1857-10	7189-0879	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	75台	
		ぼけっとランドあびこ	120	我孫子1-19-13	7184-5700	57日～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで		
		天王台さくら	80	柴崎台4-9-7	7197-7093	6ヶ月～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	2台	
		めばえの森	150	白山2-7-5	7151-2388	8ヶ月～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで	4台	
		あびこ菜の花	100	台田2-2-8	7186-7087	6ヶ月～		○		7:00～20:00	10台	
		聖華みどり	120	緑1-6-2	7182-1059	57日～	○	○ 0歳児のみ		7:00～20:00 土曜日は18:00まで	8台	
		東あびこ聖華	120	東我孫子1-9-31	7183-3165	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	9台	
		天王台ななほ	70	柴崎133-2	7186-7740	6ヶ月～		○ 0歳児のみ	○	7:00～19:00 土曜日は18:00まで	7台程度	
		ミルキーホーム 天王台園	70	柴崎台1-1-47	7181-0011	57日～			○	7:00～19:00	6台 (園外)	
根 戸	80	根戸967-2	7182-5572	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は18:00まで	4台			
認定 幼保 連携 型 こども園	認定 幼保 連携 型 こども園	布佐宝	95 1号認定:15 2・3号認定:80	布佐2318	7189-2799	6ヶ月～		○		7:00～19:00 土曜日は17:00まで	10台	
		恵愛こども園	125 1号認定:15 2・3号認定:110	湖北台8-17-9	7188-7771	6ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	13台	
		柏 鳳	97 1号認定:7 2・3号認定:90	中峠台30-9	7188-3338	7ヶ月～		○	○	7:00～19:00 土曜日は17:00まで	14台	
		わかくさこども園	99 1号認定:39 2・3号認定:60	中里463	7188-2026	1歳児～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで	25台	
小規模 保育 事業所	小規模 保育 事業所	ぴくしーらんど	19	天王台1-12-21	7126-0013	6ヶ月～				7:00～19:00 土曜日は17:00まで		
		連携施設	川村学園女子大学附属保育園、恵愛こども園									
		あびこ若松	19	若松170-1-1A	7136-1845	6ヶ月～				7:00～19:00		
		連携施設	アンジェリカ保育園、ひかり幼稚園									
		我孫子さくらっ子	19	寿1-3-27	7170-0208	6ヶ月～				7:00～20:00 土曜日は17:00まで	1台	
連携施設	アンジェリカ保育園、天王台さくら保育園											

幼稚園型認定こども園も2号認定の児童を受入れています。我孫子市ホームページの幼稚園一覧をご参照ください。

9.利用者負担額（保育料）について

保育園の運営に要する費用は、利用者負担額（以下「保育料」という）によって賄われますが、国・県・市が不足分を負担しています。保育料は、児童福祉法により保護者（扶養義務者）に負担していただくもので、入園と同時に納付義務が生じます。その額は世帯にかかる市区町村民税所得割額によって決まり、一律ではありません。〔保育料月額表をご覧ください。〕

保育料は公立・私立ともに同額です。ただし、延長保育料（適用時間帯、料金は園により異なる）、教材費等、給食費、保育料以外の諸経費は別途負担となります。詳細は直接園へお問い合わせください。

【保育料の決定】

令和6年4月から令和6年8月分の保育料……令和5年度市区町村民税（所得割額）により決定
令和6年9月から令和7年3月分の保育料……令和6年度市区町村民税（所得割額）により決定

※ただし、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄附金税額控除等の税額控除については、保育料の算定上、控除の対象となりません。

※令和6年度の保育料は、令和6年4月1日の満年齢で決定いたします。年度の途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。

※平成30年度分から、指定都市の市民税の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料決定にあたっては旧税率（6%）を用いて計算します。

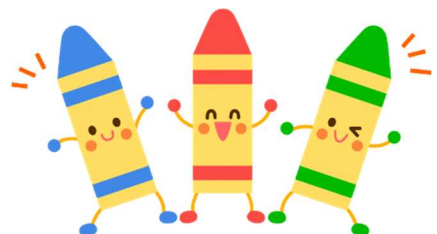
※住民税が未申告の場合や税資料が不足している場合は、正しい保育料計算ができないため、原則最高階層で保育料を決定いたします。

※父母の課税状況により、児童の健康保険証を確認させていただく場合があります。（次頁【保育料算定対象者】参照）

※修正申告や世帯構成の変更で対象税額が変わった場合は現年度に限り、遡って保育料を変更します。保育課までご連絡ください。なお、副食費の免除、徴収に関しては、遡りません。

【令和元年10月から施行された保育料無償化について】

- 保育園、幼保連携型認定こども園を利用する3歳児クラスから5歳児クラスまでの全ての児童が無償化の対象となります。所得割額が一定額以下の家庭、3人目以降のお子様（制限があります。）の給食費（うち副食費）が免除される場合があります。対象者には市から別途通知いたします。修正申告等で対象税額が更正された場合は更正が分かった日の翌月からの判定となります。
- 0歳児クラスから2歳児クラスまでの児童については住民税非課税世帯が無償化の対象となります。

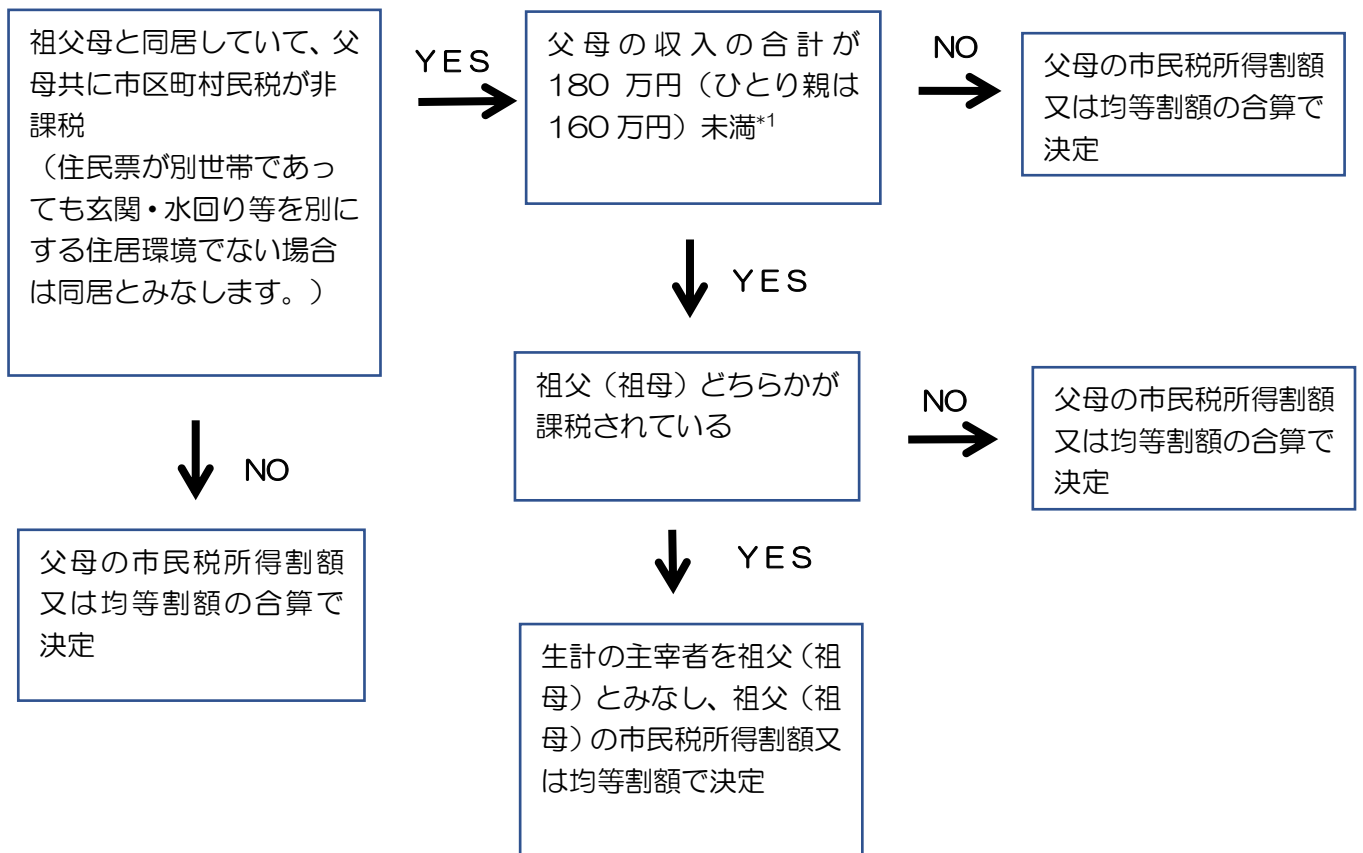


【保育料算定対象者】

原則、保育料は父母の市区町村民税所得割額（以下市民税所得割額）又は均等割額の合算で決定します。

〔祖父母と同居している方〕

父母とも（ひとり親の場合父又は母）が**非課税**の場合は下記の条件により、祖父又は祖母の課税額で保育料を決定いたします。



*1 父母の収入額が不明な場合は、祖父(祖母)の市民税所得割額又は均等割額で保育料を決定します。

我孫子市 保育料月額表(保育認定) 【令和元(2019)年10月以降、0歳児クラスから2歳児クラスが対象】

子どもの属する世帯の階層区分		保育標準時間認定	保育短時間認定
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税所得割課税額が非課税世帯	7,500 (3,800)	7,400 (3,700)
C1※	市町村民税所得割課税額が非課税世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
C2	市町村民税所得割課税額が25,000円未満の世帯	8,700 (4,400)	8,600 (4,300)
C2※	市町村民税所得割課税額が25,000円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
C3	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	10,300 (5,200)	10,200 (5,100)
C3※	市町村民税所得割課税額が48,600円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
D1	市町村民税所得割課税額が51,000円未満の世帯	12,000 (6,000)	11,800 (5,900)
D1※	市町村民税所得割課税額が51,000円未満の世帯	3,600 (0)	3,500 (0)
D2	市町村民税所得割課税額が55,000円未満の世帯	14,200 (7,100)	14,000 (7,000)
D2※	市町村民税所得割課税額が55,000円未満の世帯	4,200 (0)	4,200 (0)
D3	市町村民税所得割課税額が59,000円未満の世帯	16,600 (8,300)	16,400 (8,200)
D3※	市町村民税所得割課税額が59,000円未満の世帯	4,900 (0)	4,900 (0)
D4	市町村民税所得割課税額が73,000円未満の世帯	21,600 (10,800)	21,300 (10,700)
D4※	市町村民税所得割課税額が73,000円未満の世帯	6,400 (0)	6,400 (0)
D5	市町村民税所得割課税額が97,000円未満の世帯	27,600 (13,800)	27,200 (13,600)
D5※	市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯	8,200 (0)	8,200 (0)
D5※	市町村民税所得割課税額が77,101円以上97,000円未満の世帯	13,800 (13,800)	13,600 (13,600)
D6	市町村民税所得割課税額が115,000円未満の世帯	33,500 (16,800)	33,100 (16,600)
D6※	市町村民税所得割課税額が115,000円未満の世帯	16,800 (16,800)	16,600 (16,600)
D7	市町村民税所得割課税額が129,000円未満の世帯	40,600 (20,300)	40,100 (20,100)
D7※	市町村民税所得割課税額が129,000円未満の世帯	20,300 (20,300)	20,100 (20,100)
D8	市町村民税所得割課税額が149,000円未満の世帯	42,600 (21,300)	42,000 (21,000)
D9	市町村民税所得割課税額が169,000円未満の世帯	44,500 (22,300)	43,900 (22,000)
D10	市町村民税所得割課税額が193,000円未満の世帯	53,000 (26,500)	52,200 (26,100)
D11	市町村民税所得割課税額が213,000円未満の世帯	54,600 (27,300)	53,800 (26,900)
D12	市町村民税所得割課税額が241,000円未満の世帯	55,300 (27,700)	54,500 (27,300)
D13	市町村民税所得割課税額が271,000円未満の世帯	55,900 (28,000)	55,100 (27,600)
D14	市町村民税所得割課税額が301,000円未満の世帯	56,600 (28,300)	55,800 (27,900)
D15	市町村民税所得割課税額が355,000円未満の世帯	57,600 (28,800)	56,700 (28,400)
D16	市町村民税所得割課税額が397,000円未満の世帯	58,000 (29,000)	57,200 (28,600)
D17	市町村民税所得割課税額が468,000円未満の世帯	59,100 (29,600)	58,300 (29,200)
D18	市町村民税所得割課税額が468,000円以上の世帯	59,700 (29,900)	58,800 (29,400)

(備考)

- ① 本表は0歳児クラスから2歳児クラスを対象としたものです。3歳になった翌4月から保育料は無償となります。
- ② 4月分から8月分までの保育料は前年度の市町村民税(所得割)額、9月分から3月分までの保育料は当該年度の市町村民税(所得割)額により決定します。
- ③ 保育標準時間認定及び保育短時間認定とは、次のとおりの利用区分です。
 - (1) 保育標準時間認定・・・保育の利用時間が1日当たり11時間まで(必要に応じて延長保育利用も可能)
 - (2) 保育短時間認定・・・保育の利用時間が1日当たり8時間まで
- ④ C1階層からD18階層までに属する世帯は、0歳児から5歳児までの範囲において、保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、児童発達支援施設などを同時に利用する同一世帯の最年長の子どもから順に、2人目の保育料月額は()内の額とし、3人目以降の保育料月額は0円とします。
- ⑤ C1階層からD7階層までで、母子家庭若しくは父子家庭の世帯又は在宅障害児(者)のいる世帯は、「※」マークの付いた階層を適用します。
- ⑥ ④、⑤に加え、市町村民税(所得割)額が一定額以下の家庭については、更なる保育料軽減措置があります。

保育料 Q&A

Q 1 : 公立保育園と私立保育園では、保育料は違いますか？
→A : いいえ。保育料は、公立・私立とも前ページの保育料表に基づいて決定します。 但し、雑費については園によって異なりますので、直接園にお問い合わせください。
Q 2 : 保育料はどのように決定されますか？
→A : 保育料は、基本的には、父母又は家計の主宰者の市町村民税(所得割)額を合算し、保育料表にあてはめて決定します。なお、4月から8月分までの保育料は前々年の収入で決まった前年度の市町村民税(所得割)額、9月から翌年3月分までの保育料は前年の収入で決まった現年度の市町村民税(所得割)額により決定されます。
Q 3 : 保育料表の第1子・第2子は、長男(女)・次男(女)などを意味していますか？
→A : いいえ。小学校1年生以上の兄弟姉妹は数えません。保育園、幼稚園、認定こども園、特定地域型保育事業、児童発達支援施設などのいずれかを利用する0歳児から5歳児までの兄弟姉妹の中で、上の子から第1子、第2子…と数えます。
Q 4 : 兄弟姉妹で入園していますが、弟妹の保育料は保育料表の該当する区分の()の金額ですか？
→A : 第2子の保育料額は()内数値を適用し、第3子以降の保育料は無料です。ただし、第何子に当たるかについては、Q 3を参照してください。
<p><例></p> <p>① 両親ともにフルタイム勤務で、子ども3人(保育園5歳児、保育園3歳児、保育園0歳児)のD12階層の世帯</p> <ul style="list-style-type: none">・ 5歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第1子、3歳児以上のため無償)・ 3歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第2子、3歳児以上のため無償)・ 0歳児保育料 0円 (保育標準時間認定 第3子、第3子のため無償) <p>② 両親ともにフルタイム勤務で、子ども3人(小学校5年生、小学校1年生、保育園2歳児)のD10階層の世帯</p> <ul style="list-style-type: none">・ 2歳児保育料 53,000円 (保育標準時間認定 第1子) <p>③ 父がフルタイム勤務、母が短時間勤務で、子ども2人(幼稚園4歳児、保育園1歳児)のD8階層の世帯</p> <ul style="list-style-type: none">・ 1歳児保育料 21,000円 (保育短時間認定 第2子)
Q 5 : 収入が減りましたが、保育料は減免になりますか？
→A : 疾病、失業により世帯収入が著しく減少した場合や家屋が災害により損害を受けた場合、保育料が減免となる場合があります。詳しくは保育課にご相談ください。
Q 6 : 保育料は決定されると、その後に変更されることがありますか？
→A : はい。①修正申告等で税額に変更があるとき②婚姻又は離婚により家庭の生計状態が変わるときなどは、園及び保育課に必ず申し出てください。
Q 7 : 転勤となり月の途中で保育園を退園することになりました。保育料は日割りになりますか？
→A : はい。ただし、原則月末に退園するものとして扱いますので、月途中の退園を希望する場合は、事前に園と調整の上、保育課にもご連絡ください。
Q 8 : 所得割が一定額以下の家庭に適用される保育料軽減措置とは何ですか？
→A : 市民税の所得割額が57,700円未満の世帯は、生計を一にする第1子の年齢に関わらず、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料となります。 ※生計を一にするとは、一緒に生活している(同じ家に住んでいて、生活費が一緒)場合や、別々に住んでいるが生活費を仕送りしている場合等のことをいいます。 ※市民税の所得割については課税課にお問い合わせください。

